

食事サービス利用契約書

利用者およびSOMPOケア株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者がサービス付き高齢者向け住宅において提供する食事サービス（以下「本サービス」という。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(1) 契約日および契約の始期

契約日	20 年 月 日
契約の始期	20 年 月 日

(2) 契約当事者の表示

利用者	住所	
	氏名	生年月日： 年 月 日（満 歳）
代理人または署名代行人	住所	
	氏名	
	利用者と の関係	※代理人の場合は、代理権を証明 する文書の提出を要する
	署名代 行理由	
連帯保証人	住所	
	氏名	
	極度額	1,352,880円 本契約「(4)価格一覧表」普通食・1日セットの税込価格（1,879円）×30×24か月 ※将来、「(4)価格一覧表」に記載の価格が変更され、または本契約が更新されても、極度額は変更されない
事業者	法人名 代表者名 住所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充 東京都品川区東品川四丁目12番8号

(3) サービス付き高齢者向け住宅の名称および所在地

名 称	そんぼの家S東墨田ヒカリ
所 在 地	東京都墨田区東墨田2-3-18

(4) 価格一覧表

形状	商品名	税込価格	消費税	形状	商品名	税込価格	消費税
普通食	1日セット	1,879円	8%	代用食	主菜	184円	10%
	昼・夕食セット	1,518円	10%		副菜	92円	10%
	朝食	572円	8%		乳酸菌飲料1本	20円	10%
	昼食	858円	10%		乳飲料※200ml 1本	86円	10%
	夕食	803円	10%	乳製品	カフェオーレ200ml 1本	66円	10%
形態食	ソフト（S）	1,879円	8%		ヨーグルト1個	48円	10%
	ムース（M）	1,879円	8%		食パン 1枚	38円	10%
	ピューレ（P）	1,879円	8%		ロールパン 2個	49円	10%
治療食	エネルギー調整食	2,288円	10%	※カルシウムと鉄分の多いミルク			
	たんぱく質調整食30g	2,288円	10%	※消費税については、「1食あたり670円以下」かつ「1日あたり累計額2,010円以下」の場合に、軽減税率（8%）の対象となります。			
	たんぱく質調整食40g	2,288円	10%				
	塩分制限食	2,288円	10%				

(5) 利用料金の支払方法

支 払 方 法	支払委託方式	：口座自動振替
	引落日	：事業者が指定する日
	口座振替は、利用者の金融機関口座から事業者が指定する日（口座振替申込用紙記載の引落日）に行い、利用者は、この方法により食事サービスの利用料金を支払う。ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日に口座振替を行う。	
	手続きの関係上、口座振替の申込から1から3か月間、口座振替ができない場合は、事業者が指定する銀行口座へ振込にて支払う。（振込手数料は利用者負担）	

(6) 食事サービスの委託先

委託業者	SOMPOケアフーズ株式会社
------	----------------

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し本サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスの対価としての料金を支払い円滑な取引の維持を図る。

（契約期間）

第2条 本契約は、「（1）契約日および契約の始期 契約の始期」の記載日から効力を生じるものとし、第10条に定める契約の終了事由に該当しない限り、継続して本サービスを利用することができるものとする。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、利用者に対し、別添食事サービス利用説明書に記載した内容のサービスを継続的に行う。また、利用者が利用者の家族等と一緒に喫食を希望する場合には、家族等の利用も可能とする。

（利用料金）

第4条 本サービスの利用料金は、「（4）価格一覧表」に記載する。

2 事業者は、消費者物価、人件費等の変動その他諸種の経済状況の変化等を勘案し、第3条に規定するサービス内容および利用料金を変更することができる。

3 事業者は、利用料金の変更が生じた場合、利用者へのその内容を事前に通知するものとする。

4 「（4）価格一覧表」に記載の消費税率を適用するものとする。また記載のない料金が発生した際は、標準の消費税率を適用する。

5 契約期間の中途に消費税率が改正された場合は、改正後の税率を適用する。

（利用料金の支払）

第5条 利用者は、事業者に対し、利用料金を「（5）利用料金の支払方法」に記載の支払方法により支払うものとする。

（キャンセル）

第6条 利用者は、喫食日の3日前午前10時までに事業者に通知することにより、本サービスのキャンセルおよび変更をすることができる。ただし、年末年始その他、事業者が指定する特定の期間においては、事業者が別途事前に告知する日時までに、キャンセルおよび変更の依頼ができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、事業者に対し、キャンセルするサービスの利用料金を支払うことにより、本サービスをキャンセルすることができるものとする。

（損害賠償）

第7条 事業者は、利用者に対するサービス提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、利用者に故意または過失がある場合は、事業者は、賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがある。

（連帯保証人）

第8条 利用者は、連帯保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。

2 連帯保証人は、事業者に対し、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の一切の債務を保証する。

3 前項の連帯保証人の負担は、「（2）契約当事者の表示」の連帯保証人欄に記載の極度額を限度とする。

4 連帯保証人が死亡したとき、または経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でないと事業者が認めたときは、利用者は、事業者の承認する連帯保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。

（免責事項）

第9条 本契約の有効期間中、天災地変、輸送機関・通信回線等の事故、争議行為、その他事業者の責めによらない事由により、本サービスの提供が遅延し、または本サービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対して何ら責任を負わないものとする。この場合、事業者は、利用者に対し、上記事由の発生を速やかに報告しなければならないものとする。

2 前項の場合においても、利用者は、すでに実施した本サービスについては、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとする。

（契約の終了）

第10条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は終了する。

① 第11条の規定により、利用者から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至ったとき

② 第12条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至ったとき

③ 利用者が死亡したとき

④ 利用者と事業者との間で締結した高齢者生活支援サービス利用契約が終了したとき

2 前項第3号または第4号の事由が生じた場合には、第3号については死亡日に、第4号については契約終了日に、それぞれ本サービス利用のキャンセルの依頼があったものとみなして、第6条の規定を適用する。ただし、当該日より前に利用者より本サービス利用のキャンセルの依頼があった場合には、本項の規定は適用しないものとする。

（利用者の契約解除）

第11条 利用者は、事業者に対して、本契約の解除希望日の3日前午前10時までに書面（「契約終了・解約申込書」）で通知することにより、いつでも本契約を解除することができる。

（事業者の契約解除）

第12条 事業者は、事業者がやむを得ないと判断する事情により、利用者に対して事業者が定める契約解除日の1か月前までに理由を記した文書を交付した場合は、本契約を解除することができる。

2 事業者は、次の各号の一にでも該当する事由がある場合には、直ちに本契約を解除することができる。

① 利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月滞納し、事業者の催告にも関わらず、その支払いをしない場合

② 利用者またはその家族等が事業者またはその職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

③ 利用者またはその家族等と事業者との信頼関係に支障をきたし、適切なサービスの提供が困難な場合

（第三者への委託）

第13条 事業者は、本サービスの全部または一部を、「（6）食事サービスの委託先」に記載の委託業者に委託することができる。

2 事業者は、事業者の判断に基づき前項の委託業者を変更することができるものとする。ただし、変更する場合にはその旨を利用者に対し書面にて通知または掲示し、利用者に知らせるものとする。

（秘密保持）

第14条 事業者は、本サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密および個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守してその保護に努め、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合または入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中および契約終了後において、第三者に漏らさないこととする。

2 利用者は、事業者が前条第1項に基づき本サービスを委託業者に委託する場合には、当該委託業者と情報を共有することを了承するものとする。

（管轄裁判所）

第15条 契約当事者は、本契約に起因する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第16条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者および事業者は、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。